

# 優良鉄筋継手部検査会社認定規定

2007年11月29日 制定  
<中略・改正記録表記載>  
2021年10月29日 改正  
2024年3月21日 改正

## 第1章 総則

### 1.1. 目的

本規定は、公益社団法人日本鉄筋継手協会（以下、「協会」という。）が日本鉄筋継手協会優良会社認定制度規則（以下、「規則」という。）に基づき、鉄筋継手部（ガス圧接継手、溶接継手、機械式継手）の非破壊検査を事業とする会社（以下、「検査会社」という。）について、第三者性、検査体制、品質管理体制及び品質管理能力を審査・評価し、「優良鉄筋継手部検査会社」の認定を行い、広く公表し、鉄筋継手部の非破壊検査に関する品質管理及び信頼性の向上に寄与することを目的とする。

### 1.2. 適用範囲

本規定は、優良鉄筋継手部検査会社の新規認定及び更新認定に適用する。

- (1) 新規認定は、検査会社が新たに優良鉄筋継手部検査会社の認定を取得する場合をいう。
- (2) 更新認定は、検査会社が継続して優良鉄筋継手部検査会社の認定を取得する場合をいう。

## 第2章 優良鉄筋継手部検査会社

### 2.1. 優良鉄筋継手部検査会社の要件

優良鉄筋継手部検査会社は、次の要件を満足しなければならない。

- (1) 協会の正会員であること。なお、会員外であっても申請と同時に入会手続きを行っている場合は、この限りではない。
- (2) 事業の目的が、鉄筋継手部の非破壊検査を業務としている会社であること。
- (3) 認定に関する審査基準を満足していること。

### 2.2. 認定の範囲

優良鉄筋継手部検査会社の認定の範囲は、優良鉄筋継手部検査会社の品質管理体制に包括される事業所とする。

### 2.3. 認定の有効期間

新規認定及び更新認定の有効期間は、認定が指定された施行日より3年間とする。

### 2.4. 履行義務

優良鉄筋継手部検査会社は、次の履行義務を遵守しなければならない。

- (1) 公正で適正な検査業務を行うこと。
- (2) 検査業務において、第三者性を確保すること。
- (3) 認定時の検査体制、品質管理体制及び品質管理能力を維持し、認定された検査標準要領書及び検査作業標準書に従って適正に鉄筋継手部の検査を行うこと。
- (4) 教育実施計画に基づいて技量資格者の教育訓練を実施し、鉄筋継手の品質向上に努めること。
- (5) 認定の要件に係わる変更が生じた場合は、書面にて速やかに協会へ届け出ること。

## 第3章 審査項目

### 3.1. 審査項目

優良鉄筋継手部検査会社の認定に関する審査項目は、次のとおりとする。

- (1) 検査の第三者性
- (2) 検査体制
- (3) 検査の品質管理体制（以下、「品質管理体制」という。）
- (4) 検査の品質管理能力（以下、「品質管理能力」という。）

## 第4章 認定申請

### 4.1. 申請手続き

- (1) 新規認定又は更新認定の認定を申請する検査会社（以下、「申請会社」という。）は、別に定める認定申請書及び申請に必要な提出書類等（以下、「書類等」という。）を過不足無く電子データ（PDF形式）にて、協会に申請しなければならない。
- (2) 申請会社は、申請と同時に、別に定める申請料及び審査料を納付しなければならない。
- (3) 申請期限を超過した場合は、申請を受理しない。
- (4) 本規定に定めるものの他、必要な事項は、別に定める規則による。

### 4.2. 申請期間

認定の申請は毎年2回とし、その申請期間は協会ホームページで公表する。

### 4.3 申請に必要な書類等

申請会社は、「2.1 優良会社の要件」を満たしていることを確認し、表1に定める提出書類を電子データ（PDF形式）にて提出する。

表1 申請に必要な提出書類及び留意事項

書類の名称	作成上の注意事項
1) 優良鉄筋継手部検査会社 認定申請書	優検-様式-01 (申請書) ※申請者は、認定申請の要件を満たしていることを確認する。
2) 事業の概要	優検-様式-02 (事業の概要) 会社概要が分かるパンフレット又は同様の書類
3) 登記簿謄本	発行日から3ヶ月以内のもの
4) 定款	最新のものの写し
5) 主要株主一覧	優検-様式-03 (主要株主一覧) 持ち株構成比率を記入すること。 施工者、鉄筋加工組立会社及び継手施工会社と資金・資本の関係が無いことを示す資料
6) 役員及び品質管理責任者の略歴	役員及び品質管理責任者の略歴 役員は取締役及び執行役員であること。 品質管理責任者は会社の品質管理全般を管理する責任者であること。
7) 系列・関連会社	優検-様式-04 (系列・関連会社) 検査業務に際して、施工者、鉄筋加工組立会社及び継手施工会社の影響力から独立していることを示す資料
8) 第三者性の誓約書	優検-様式-05 (誓約書) 以下の第三者性について誓約すること。 ① 検査業務に関して施工者、鉄筋加工組立会社及び継手施工会社の影響力から独立していること。 ② 施工者、鉄筋加工組立会社及び継手施工会社と資金・資本関係が無いこと。 ③ 役員及び品質管理責任者に、施工者、鉄筋加工組立会社及び継手施工会社からの出向者や役員を兼務している者がいないこと。
9) 外注管理に関する規定 (外注を行う場合)	外注を行う場合、外注先の第三者性を規定した外注管理に関する規定が整備されていること。 ※鉄筋継手の検査において外注を行わない場合は、誓約書(書式自由)を提出すること。
10) 外注契約書(書式)	外注を行う場合は、契約条項で外注先に検査の第三者性を求めていること。
11) 鉄筋継手部の検査実績	件名、設計・監理、施工者、工期を記載してあるものを過去3年分 ※新規申請の場合は、過去12年分とする。
12) 従業員、鉄筋継手検査管理技士又は鉄筋継手管理技士及び検査技術者等有資格者名簿	優検-様式-06 (従業員、鉄筋継手検査管理技士又は鉄筋継手管理技士及び検査技術者等有資格者名簿) 自社の従業員、鉄筋継手検査管理技士又は鉄筋継手管理技士及び検査技術者等有資格者すべてを記載する。
13) 社内組織図	優検-様式-07 (社内組織図) (品質管理体制に含まれる事業所を記入する) 部署名などには、必ず責任者氏名を記載する。

	継手部検査の品質管理体制がわかる組織図とする
14) 年度品質目標	品質方針に基づき、鉄筋継手部検査に関する「年度の品質目標」が定められており、見直しが行われていること。
15) 品質マニュアル ①品質方針 ②年度品質目標の設定方法 ③品質管理に関する組織体制図 ④品質管理者の役割に関する事項 ⑤倫理に関する事項（倫理要綱） ⑥検査要領書 （圧接継手、溶接継手、機械式継手） ⑦検査作業標準書 （圧接継手、溶接継手、機械式継手） ⑧検査機器等の管理に関する規定事項 ⑨検査記録の管理に関する事項 ⑩不具合の是正措置に関する事項 ⑪教育訓練に関する事項（年度計画書を含む） ⑫外注に関する事項（外注契約書の書式を含む） ⑬書類管理に関する事項	<p>1. 「品質マニュアル」は、検査会社における品質管理を定めたもので、①～⑬により構成する。適時改訂され整備されていること（改訂履歴が分かる）。</p> <p>i. 鉄筋継手部検査を対象にしていること。</p> <p>ii. 検査は外観検査、及び超音波探傷検査（圧接、溶接）・超音波測定検査（機械式）であること。</p> <p>2. 各書類の保管者、保管期間及び改訂履歴を書類ごとに記載する。</p> <p>3. ⑥検査要領書及び⑦検査作業標準書は、協会制定の最新版の標準仕様書に基づいて作成され、自社で使用している標準的なものとする。</p> <p>必要な技術的又は管理的な手順等を記載している。なお別途定めた手順書等を引用する場合は、概要を記述し、「詳細は当該手順書等を参照」と記載されていること。</p> <p>品質マニュアルのほか、i)～ix)の書類を確認する。</p> <p>1) 確認対象時期及び期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規申請：前年度の初めから審査時</li> <li>・更新申請：認定時の3年前の年度初めから審査時</li> </ul> <p>2) 確認書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 機器管理台帳</li> <li>ii) 機器の整備記録（点検・校正の記録も含む）</li> <li>iii) 検査記録</li> <li>iv) 検査報告書</li> <li>v) 教育訓練実施計画書</li> <li>vi) 教育訓練実施の記録</li> <li>vii) 不具合発生報告書</li> <li>viii) 不具合の是正措置報告書</li> <li>ix) 外注契約書</li> </ul>
16) 品質管理者の役割についての規定	品質管理者の役割について定められた規定 品質管理者は鉄筋継手検査管理技士又は鉄筋継手管理技士であり、会社における検査の品質を管理する責任者であること。
17) 倫理に関する規定（倫理要綱）	検査業務の倫理について倫理に関する規定（倫理要綱）が定められているもの
18) 検査要領書 （圧接、溶接、機械式継手）	自社の標準検査要領書（協会発行の各継手部検査要領書に準拠し、継手工法ごとに整備しているもの）
19) 検査作業標準書 （圧接、溶接、機械式継手）	自社の検査作業標準（継手工法ごとに整備しているもの）
20) 検査機器等の管理に関する規定	自社の検査に使用する機器等の管理について規定していること。
21) 検査機器等の点検・校正記録	検査機器等の定期点検、日常点検、機器名称、台数、校正・整備状況、整備者等を記載した一覧
22) 検査記録の管理に関する規定	検査記録の管理に関する規定

23) 検査報告書	自社の検査報告書様式
24) 不具合の是正措置に関する規定	社内報告ルート及び不具合の内容ごとの是正措置方法が定められていること。
25) 不具合の措置報告書	自社の不具合報告書の様式
26) 教育訓練に関する規定	検査技術者すべてを対象にしたもので、計画、定時教育及び随時実施している教育訓練等の内容が、記載されている規定を提出する。
27) 年間教育訓練計画	年度の教育訓練計画を提出する。 ※新規；前年度及び本年度分、更新：認定期間中及び本年度分
28) 外注契約書（個人）	検査に直接関わる業務に従事する者についても雇用契約を締結すること。
29) 外注契約書（法人）	外注契約書の様式書類（ひな型）を提出する。

## 第5章 審査、評価及び認定書

### 5.1. 審査

新規及び更新認定における審査は、書類審査（申請書類審査、実施書類審査）及び聴聞審査とする。

- 1) 申請書類審査は、認定審査時に提出された書類（表1）に関して行う。
- 2) 実施書類審査及び聴聞審査は、表2に関して行う。
- 3) 審査の内容は、優良鉄筋継手部検査会社審査記録（以下、「審査記録」という。（様式8））にまとめ申請会社に通知する。

### 5.2 審査方法

#### (1) 申請書類審査

- 1) 表1により提出された申請書類の内容を審査する。
- 2) 申請書類に規定上の不整合、過不足及び文章上の不備等（誤字、脱字、節、番号の不整備等）がある場合は、是正を指示する。なお、是正は1回を限度とする。

#### (2) 実施書類審査及び聴聞審査

- 1) 原則として申請会社に出向き、表2の内容を審査する。
- 2) 出向いた申請会社では、検査の実態を確認するため現地（事務所）にて聴聞審査を実施する。
- 3) 実施書類審査及び聴聞審査は、WEB審査に代えて実施する場合がある。なお、WEB審査の場合、経営者、品質管理者（経営者が品質管理者を兼務している場合は、次席の出席とする。）及び技量資格者代表1～2名（経営者及び品質管理者以外）が出席しなければならない。

### 5.3 審査内容

各審査項目の審査内容は、次のとおりとする。

#### (1) 審査項目

##### 1) 検査の第三者性

自社の第三者性、外注先の第三者性

##### 2) 検査体制

鉄筋継手検査管理技士又は鉄筋継手管理技士、検査技術者、社会保険

##### 3) 品質管理体制

- ・品質管理システム（品質マニュアル①、②、③、④、⑤、⑥）
- ・検査要領書の整備
- ・検査作業標準書の整備
- ・検査機器等の管理
- ・検査報告書等の整備
- ・不具合発生時の措置
- ・教育訓練

##### 4) 品質管理能力

経営者、品質管理者及び検査技術者への面接

#### (2) 審査内容

審査の内容は、表2による。

表2 実施書類審査及び聴聞審査時に確認する内容及び書類

#### (1) 検査の第三者性

審査内容	
I. 自社の第三者性	①検査業務に際して、施工者、鉄筋加工組立会社及び継手施工会社の影響力から独立していること。【必須】
	②施工者、鉄筋加工組立会社及び継手施工会社と資金・資本関係が無いこと。【必須】
	③役員及び品質管理責任者に、施工者、鉄筋加工組立会社及び継手施工会社からの出向者や役員を兼務している者がいないこと。【必須】
II. 外注先の第三者性	④外注を行う場合、外注先に検査の第三者性を規定した外注管理に関する規定が整備されていること。また、外注を行う場合は、契約条項で外注先に検査の第三者性を求めていること。【必須】

#### (2) 検査体制

審査内容	
I. 品質管理者及び検査技術者	①品質管理者として鉄筋継手検査管理技士又は鉄筋継手管理技士の所属者数が1名以上常勤していること。【必須】
	②鉄筋継手部検査技術者A種1名以上を含む、鉄筋継手部検査技術者の所属者数が3名以上常勤していること。【必須】

II. 社会保険	③所属する技量資格者（外注（個人）を含む）が、雇用保険、健康保険、年金保険の社会保険に加入していること。外注（個人）の場合、雇用保険は除く。【必須】
----------	--

(3) 品質管理体制

審査内容	
<p>I. 品質管理</p> <p>1) 品質方針</p> <p>2) 年度品質目標の設定方法</p> <p>3) 品質管理に関する組織体制</p> <p>申請書</p> <p>4) 品質管理者の役割に関する事項</p> <p>5) 各整備項目の確認</p> <p>6) 倫理に関する事項 (倫理要綱)</p>	<p>1) 品質マニュアルが適時改訂され整備されている。【必須】 必要な技術的又は管理的な手順等を記載している。なお別途定めた手順書等を引用する場合は、概要を記述し、「詳細は当該手順書等を参照」と記載されていること。 ①鉄筋継手部検査を対象にしていること。 ②検査は外観検査及び超音波探傷検査であること。</p> <p>2) 品質管理に対する考え方を示した品質方針及び年度の品質目標が定められていること。 (1) 品質方針及び年度の品質目標が事務所等に掲示されていること。</p> <p>3) 品質管理に関する組織体制図において、次の責任者の役割が明確に定められていること。なお、兼務については問わない。【必須】 ①品質管理責任者 ②品質管理者（鉄筋継手検査管理技士又は鉄筋継手管理技士） ③検査技術者（鉄筋継手部検査技術者） ④外注管理責任者 ⑤機器管理責任者 ⑥検査記録管理責任者 ⑦教育訓練責任者</p> <p>4) 品質管理者の役割について以下の項目が規定されている。【必須】 ①要領書及び報告書の作成に関与していること。 ②不具合の是正措置に関与していること。 ③検査技術者の教育に関与していること。</p> <p>5) 各整備項目における品質管理者の署名又は印章等を確認する。</p> <p>6) 倫理に関する規定又は倫理要綱に以下の項目が定められている。【必須】 ①法令、検査要領書等に基づく公正な検査の実施 ②契約文書等に倫理に係る事項の記載 ③検査業務に関する偽造、捏造等の不正な行為の禁止 ④検査業務に関する守秘義務 (法令等に基づく開示請求等がある場合を除く) ⑤検査業務にかかる便宜供与の禁止 ⑥倫理に関する規定(倫理要綱)に違反した場合の罰則の制定</p>
<p>II. 検査要領書</p> <p>7) 検査要領書 (圧接、溶接、機械式継手)</p> <p>8) 保管及び検索</p>	<p>7) 検査要領が協会発行の「鉄筋継手工事標準仕様書(2017年)」に準拠し、継手工法ごとに整備されていること。</p> <p>8) 工事ごとの検査要領書が保管され、検索ができること。</p> <p>※電子データも認める。</p>

<p>III. 検査作業標準</p> <p>9) 検査作業標準書 (圧接、溶接、機械式継手)</p>	<p>9) 検査作業標準が継手工法ごとに整備されていること。</p> <p>※検査作業標準は検査技術者が検査要領書の内容を適切に実施するために、作業の方法を解説した文書である。</p>
<p>IV. 検査機器等の管理</p> <p>10) 検査機器等の管理に関する事項</p> <p>11) 検査機器等管理台帳</p> <p>12) 日常点検の実施及び記録保管</p>	<p>10) 検査機器等の管理に関する規定に以下の項目が定められていること。</p> <p>①機器管理責任者が月次点検及び校正について関与すること。</p> <p>②整備点検の対象とする機器等。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・超音波探傷装置</li> <li>・外観検査用器具</li> </ul> <p>③日常点検、月次点検、年次点検、校正</p> <p>④校正が必要な機器の点検方法（内容）。</p> <p>※月次点検とは機器管理責任者が日常点検の記録を確認する点検をいう。</p> <p>※点検・校正記録の3年以上の保管を規定に記述すること。</p> <p>11) 検査機器等の管理台帳が整備されていること。</p> <p>①月次点検</p> <p>②校正</p> <p>※校正とは JIS Z 2352（汎用探傷器）、JIS Z 3062（専用探傷器）に基づく点検（年1回以上）をいう。</p> <p>12) 日常点検が実施され、記録が保管されていること。</p> <p>※日常点検とは検査業務の前に実施する点検という。</p>
<p>V. 検査報告書等</p> <p>13) 検査記録の管理に関する事項</p> <p>14) 工事台帳の整備と識別</p> <p>15) 検査記録の保管</p> <p>16) 検査報告書の作成</p> <p>17) 検査報告書の保管</p>	<p>13) ⑬検査記録の管理に関する規定が整備されていること。</p> <p>※7) の継手工法に基づいて整備されていること。</p> <p>①検査記録管理責任者の役割が定められている。</p> <p>②検査記録（実際に行った野帳や生データ、仮報告書など）の保管方法が定められている。</p> <p>③検査報告書（提出する報告書）の保管方法が定められている。</p> <p>※保管方法として電子データも認める。電子データの場合は、PC画面等で確認を行う。</p> <p>④検査記録及び検査報告書の保管期間が定められている。</p> <p>※検査記録及び検査報告書の保管を規定に3年以上と記述する。</p> <p>14) 工事台帳が整備され工事ごとの検査内容（工法別）が識別できること（電子データも認める）。</p> <p>例) 目次で一覧が整理されている。工事ごとの検査記録が検索できる。</p> <p>15) 検査記録が検査記録の管理に関する規定に基づき保管されていること。</p> <p>16) 検査報告書が検査記録に基づき適切に作成されていること。</p> <p>17) 検査報告書が検査記録の管理に関する規定に基づき保管されていること。</p>
<p>VI. 不具合発生時の措置</p> <p>18) 不具合の是正措置に関する事項</p>	<p>18) 不具合の是正措置に関する規定に以下の項目が定められていること。</p> <p>①不具合の内容ごとの是正措置方法が定められている。</p> <p>②不具合が発生した場合の社内報告ルートが定められている。</p> <p>※不具合の是正措置報告書の3年以上の保管を規定に記述すること。</p>

19) 不具合是正措置報告書の保管	19) 不具合の是正措置報告書が規定に基づき保管されていること。
VII. 教育訓練 20) 教育訓練に関する事項 (年度計画書を含む)	20) 教育訓練に関する規定が定められていること。 ①年間教育の教育訓練の実施計画の策定 ②品質管理に関する教育 ③倫理に関する教育 ※上記の教育訓練は、年一回以上実施する。 ※教育訓練の実施記録の3年以上の保管を規定に記述すること。
21) 教育訓練記録	21) 教育訓練に関する規定に基づき、「年間の教育訓練、品質管理に関する教育、倫理に関する教育」の実施記録（出席者の自筆サインや講習風景写真など）が保管されていること。
VIII. 外注管理 22) 外注に関する事項（外注契約書の書式を含む）	22) 外注を行う場合、外注先の第三者性を規定した外注管理に関する規定が整備されていること。 ※鉄筋継手の検査において外注を行わない場合は、誓約書（書式自由）を提出すること。
23) 契約条項	23) 外注を行う場合は、契約条項で外注先に検査の第三者性を求めていること。

#### (4) 品質管理能力

審査内容	
I. 経営者(役員)又は品質管理責任者への面接審査 (現地確認事項) ※役員とは 4. 認定申請に必要な提出書類の 6) 略歴の該当者をいう。	①検査会社の経営者又は品質管理責任者に、次の説明を受けることにより検査の第三者性及び品質管理への熱意と意欲に関して判断し、品質管理能力(信頼度等)を評価する。 (1) 検査の第三者性 (2) 品質管理の目的 (3) 品質目標 (4) 品質管理において特に努力している点 (5) 不具合発生に対する基本的な考え方
II. 検査技術者への面接審査	②検査技術者から、次の説明を受けることにより、品質管理に対する取組みの理解度を評価する。 (1) 検査作業標準 (2) 不具合及び教育訓練 (3) 技量資格者の以下の携帯を確認する i. 適格性証明書、ii. 検査作業標準書
III. 品質管理者への面接審査 (現地確認事項)	③品質管理者から、次の説明を受けることにより、品質管理に関する周知の状況を判断し、品質管理者の品質管理能力(理解度等)を評価する。 (1) 要領書及び報告書の作成の関与 (2) 不具合の是正措置への関与 (3) 検査技術者の教育について

#### 5.4 審査基準及び評価基準

優良鉄筋継手部検査会社の認定に関する審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 審査は100点満点中80点以上かつ必須の評価点を得ていることとする。
- (2) 各項目の評価基準は要件を満たしている程度について評価する。

#### 5.5 評価

申請会社の審査報告書に基づいて、次の評価を行う。

- (1) 認定に関する審査基準を満たす場合、「認定可」とする。
- (2) 認定に関する審査基準を満たしていない場合、「認定不可」とする。

#### 5.6 認定書の記載事項

協会は、認定が承認された検査会社に、次の事項を記載した優良鉄筋継手部検査会社認定書（以下、「認定書」という。）を発行する。なお、認定書は、速やかに検査会社に送付する。

- (1) 認定書の名称：優良鉄筋継手部検査会社認定書
- (2) 法人名称：認定された法人名称又は事業所名称を記載する。
- (3) 所在地：認定された法人又は事業所の所在地を記載する。
- (4) 認定番号：JRJI-優検-登録番号
- (5) 有効期間：認定の有効期間を表記する。
- (6) 評価項目：優良鉄筋継手部検査会社の認定に関する審査項目
- (7) 特記：認定に必要な事項

#### 5.7 認定の一時停止

認定期間中に本規定「2.1. 優良鉄筋継手部検査会社の要件」が満足できない状況となった場合及び認定の失効等の取扱いについては、規則第14条、第15条、第16条及び第17条の各号による。

## 第6章 その他

#### 6.1 料金

料金は、別に定める規則19条による。

#### 6.2 規定の改正又は廃止

本規定の改正又は廃止は、別に定める規則第22条2項による。

## 附 則

1. 本規定は、2024年3月21日に改正し、同年5月1日より施行する。

<付属書類>

- 優検-様式-01 優良鉄筋継手部検査会社認定申請書
- 優検-様式-02 事業の概要
- 優検-様式-03 主要株主一覧
- 優検-様式-04 系列・関連会社
- 優検-様式-05 誓約書
- 優検-様式-06 検査体制、名簿
- 優検-様式-07 社内組織図
- 優検-様式-08 優良鉄筋継手部検査会社審査記録

<改正記録表>

改正No.	年月日	作成	審査	承認	改正内容
R00	2007年11月29日	委員会	管理委員会	理事会	制定
R01	2008年9月5日	委員会	管理委員会	理事会	現地調査実施等
R02	2009年7月23日	委員会	管理委員会	理事会	実施細則・要領の制定
R03	2010年9月15日	委員会	管理委員会	理事会	規則改正に伴う改定
R04	2011年9月22日	委員会	管理委員会	理事会	見直しに伴う改定
R05	2013年7月25日	委員会	管理委員会	理事会	整合に伴う改定
R06	2014年9月18日	委員会	管理委員会	理事会	審査報告書の導入
R07	2018年9月27日	委員会		理事会	見直しに伴う改定
R08	2021年10月29日	委員会		理事会	規定及び実施細則の統合
R09	2024年3月21日	委員会		理事会	様式等の見直し

委員会：優良会社認定委員会

<以下、空白>